

給付金等のお支払対象となる「上皮内新生物」の範囲拡大に関するご案内

がん診断特約・成人病入院特約(09)等の「上皮内新生物」を保障対象とする商品について、臨床において広くがんの診断基準として用いられている「子宮頸癌取扱い規約」が2017年7月に改訂されたこと等をふまえ「上皮内新生物」として保障される範囲を拡大いたします。

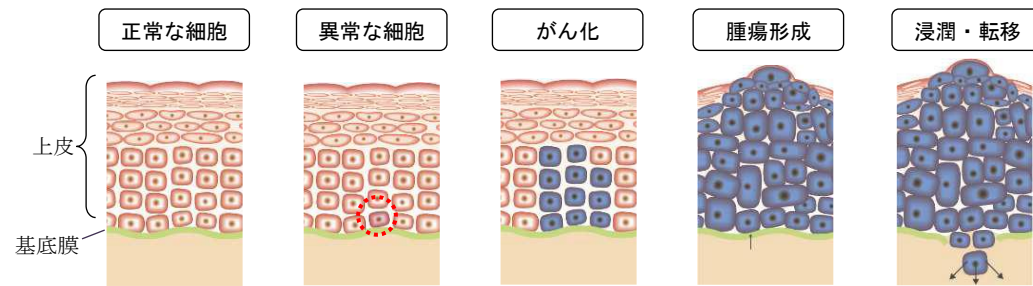
これまで、子宮頸部の上皮内新生物については「高度異形成」までを「上皮内新生物」として取り扱っておりましたが、今後は、「中等度異形成」についても「上皮内新生物」として取り扱うことといたします（外陰部、膣部、肛門部も同様に取り扱います）。

また、本取扱いの変更は既にご加入済みのご契約についても2017年7月1日に遡って適用し、お支払対象となる範囲を拡大いたします（対象商品については、2ページをご参照ください）。変更にあたっては、お客さまのお手続きや保険料の変動はありません。

上皮内新生物とは？

上皮内新生物とは、がん細胞が臓器の表面を覆っている「上皮」にとどまっている状態です。上皮細胞に接している「基底膜」を破って進行すると、一般的に悪性新生物と診断されます。

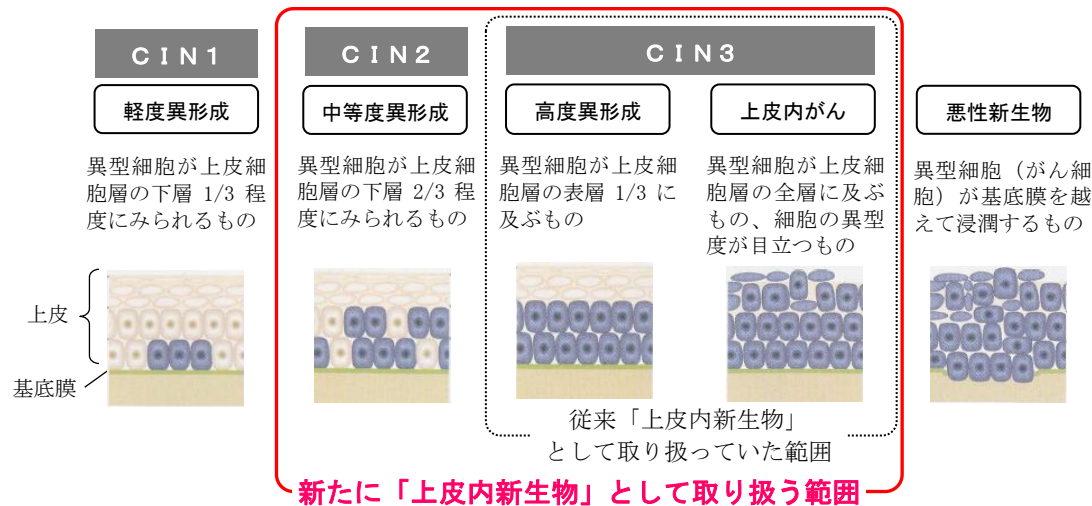
<がんの発生と進行イメージ>



子宮頸部異形成とは？

上皮内新生物が多くみられるのが子宮頸部です。子宮頸がんは悪性新生物（浸潤癌）に至るまでに、軽度異形成→中等度異形成→高度異形成→上皮内がん→悪性新生物と進行していきます。軽度異形成から上皮内がんまでを「子宮頸部上皮内腫瘍（CIN）」といい、1～3の3段階に分類されます。 ※CIN…「Cervical intraepithelial neoplasia」

<子宮頸がんの進行イメージ>



1. 対象商品と影響範囲

商品名称	影響範囲
がん診断特約	・がん診断保険金の支払対象となる「がん」の範囲
成人病入院特約(09)	・成人病入院給付金の支払対象となる「がん」の範囲 ・入院給付金の限度日数が無制限となる「がん」の範囲
成人病医療特約(01) *	・成人病入院給付金等の支払対象となる「がん」(Ⅱ型の場合は倍額給付)の範囲 ・入院給付金の限度日数が無制限となる「がん」の範囲
新成人病医療特約(87) * 成人病特約 * 成人病医療特約 *	・成人病入院給付金等の支払対象となる「がん」の範囲
女性疾病入院特約(09)	・入院給付金の限度日数が無制限となる「がん」の範囲
がん入院特約(09) がん入院特約 *	・がん入院給付金の支払対象となる「がん」の範囲
(こども)総合医療特約 5年ごと利差配当付医療定期保険 5年ごと利差配当付医療終身保険 無配当医療定期保険(09) * 無配当医療終身保険(09) *	・入院給付金の限度日数が無制限となる「がん」の範囲 ・(「がん」による入院中の手術はその他の入院中の手術の倍額となるため)倍額となる「がん」の範囲
無配当医療保険 *	・入院給付金の支払額が倍額となる「がん」の範囲 ・入院給付金の限度日数が無制限となる「がん」の範囲
無配当新医療定期保険 * 無配当新医療終身保険 * 無配当医療終身保険(08) *	・入院給付金の限度日数が無制限となる「がん」の範囲
がん薬物治療特約	・がん薬物治療給付金の支払対象となる「がん」の範囲
生活障害収入保障特約 生活障害終身保険特約 生活障害終身保障特別移行特約 保険料払込免除特約(15)	・所定の就労不能状態のうち『「がん」による入院日数が継続して180日以上あるもの』の対象となる「がん」の範囲

*印の商品については現在、新規でのご加入は取り扱っておりません。

<改定後のがん診断特約－抜粋(下線部を追加)>

別表 対象となるがん

この特約の対象となるがんの範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版) 準拠」によるものをいい、備考に定めるところによります。

分類項目	基本分類コード
(途中省略)	
上皮内新生物	D00～D09
(途中省略)	

備考

「がん」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版(2012年改正版)」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2・・・・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3・・・・・・悪性、原発部位
／6・・・・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(注)子宮頸部、膣部、外陰部および肛門部の中等度異形成は、「がん」に含めます。

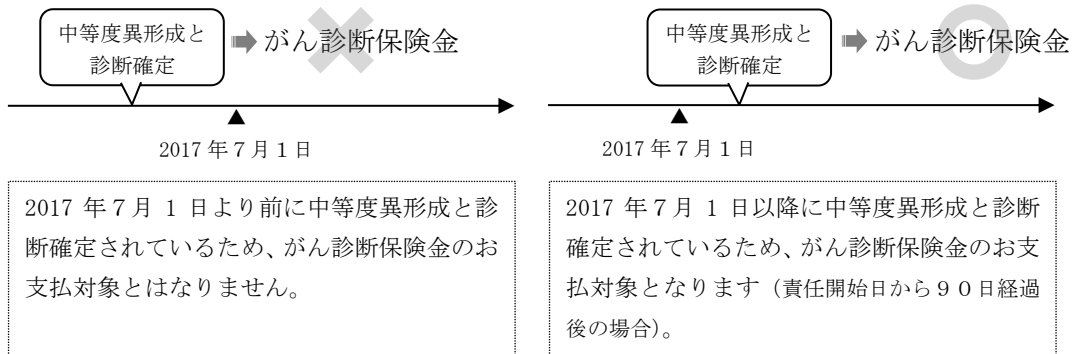
※上記対象商品の「上皮内新生物」について、同様の約款改定を実施いたします。

2. 詳細取扱

今般の給付対象範囲の拡大は、原則 2017 年 7 月 1 日以降に病理組織学的所見（生検）により診断確定された子宮頸部等の中等度異形成（以下、単に中等度異形成と記載）または中等度異形成を原因とする入院・手術等に対して適用いたします。

a. がん診断保険金の場合

中等度異形成と診断確定された日付が 2017 年 7 月 1 日以降か否かでお支払可否を判定します。

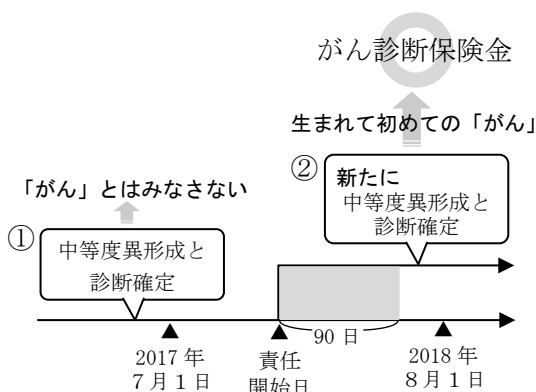


※手術給付金の場合も同様に中等度異形成による手術を受けられた日付で支払可否・支払額を判定します。

契約日が 2018 年 8 月 1 日以前のご契約については、責任開始日から 90 日を経過する日または 2017 年 7 月 1 日より前に中等度異形成と診断確定されたことがあっても、その後、責任開始日から 90 日経過後かつ 2017 年 7 月 1 日以降に新たに中等度異形成と診断確定された場合、「生まれて初めて」のがんとして「がん診断保険金*」をお支払いします。

*がん診断保険金：責任開始日から 90 日経過後に「生まれて初めて」がんと診断確定された場合に支払います。

【契約日が 2018 年 8 月 1 日以前の場合】



契約日が 2018 年 8 月 1 日以前のご契約については、ご加入時に中等度異形成を「がん」として取り扱っていなかったため、責任開始日から 90 日を経過する日または 2017 年 7 月 1 日より前に診断確定された中等度異形成 (①) は「がん」とはみなしません。そのため、責任開始日から 90 日経過後かつ 2017 年 7 月 1 日以降に新たに中等度異形成と診断確定 (②) された場合、生まれて初めて「がん」と診断確定されたものとしてがん診断保険金をお支払いします。

※契約日が 2018 年 8 月 2 日以降のご契約の場合は、ご加入前および責任開始日から 90 日以内も含めて中等度異形成を「がん」として取り扱います。（この期間に中等度異形成と診断確定があれば、がん診断特約は無効となります。）

<改定後のがん診断特約—抜粋（第41条を新設）>

第41条（契約日等が平成30年8月1日以前の場合の特則）

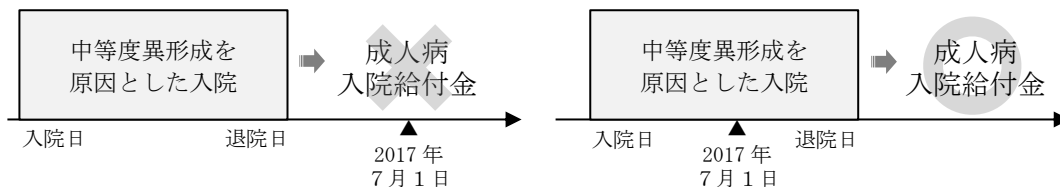
- ① この特約^[1]が付加された保険契約の契約日^{[2][3]}が平成30年8月1日以前の場合で、次のいずれかのときは、第4条（がん診断保険金の支払い）の適用に際しては、がん（別表）に罹患していなかったものとして取り扱います。^[4]
1. 被保険者がこの特約の責任開始の日から起算して90日を経過する日まで^[5]に子宮頸部等^[6]の中等度異形成に罹患したと医師によって診断確定されていたとき
 2. 被保険者が平成29年6月30日までに子宮頸部等の中等度異形成に罹患したと医師によって診断確定されていたとき^[7]
- ② 前項によりがん（別表）に罹患していなかったものとして取り扱った子宮頸部等の中等度異形成と同一の中等度異形成については、第4条（がん診断保険金の支払い）にかかわらず、がん診断保険金を支払いません。

第41条補則

- [1]被保険者が上皮内新生物（別表）に罹患したことによるがん診断保険金の支払いに際してこの特約と保険期間が継続されたものとして取り扱う特約があるときは、それらの特約を含めます。以下本条において同じ。
- [2]この特約が保険契約締結後に締結されていたときは、この特約の責任開始の日とします。ただし、保障一括見直しの際に締結されていたときは、保障一括見直し日とします。
- [3]複数あるときは最も早い日とします。
- [4]平成30年8月2日以降最も小さいがん診断保険金額と同額の範囲内に限ります。
- [5]この特約が効力を失った日から、この特約の復活または復旧の際の責任開始の日から起算して90日を経過する日までを含みます。
- [6]子宮頸部、膣部、外陰部または肛門部をいいます。以下本条において同じ。
- [7]その子宮頸部等の中等度異形成により平成29年7月1日以後に他の保険契約または特約の給付が行われるときを除きます。

b. 入院給付金の場合

中等度異形成による入院が2017年7月1日以降を含んでいるか否かによってお支払可否・お支払金額を判定します。

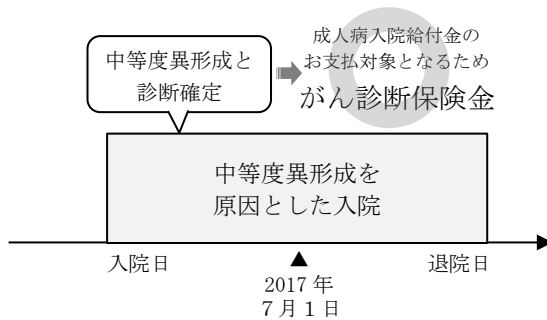


中等度異形成を原因として入院され、2017年7月1日より前に退院されているため、中等度異形成は上皮内新生物としては取り扱わず、成人病入院給付金等のお支払対象とはなりません。

入院日は2017年7月1日より前ですが、退院日が2017年7月1日以降であるため、中等度異形成は上皮内新生物として取り扱い、成人病入院給付金等をお支払いします。（入院日が2017年7月1日以降であっても同様です。特約の種類によっては所定の日数以上の入院が必要です）

c. 中等度異形成による他の給付がある場合の取扱い

中等度異形成を上皮内新生物として取り扱う（上記 a・b）ことで、何らかの給付金等をお支払いできる場合、同一原因によるものは 2017 年 7 月 1 日より前であっても、その中等度異形成を上皮内新生物として取り扱います。



中等度異形成と診断確定されたのは 2017 年 7 月 1 日より前ですが、中等度異形成を原因として入院され、2017 年 7 月 1 日以降に退院されているため成人病入院給付金等のお支払対象となる（特約の種類によっては所定の日数以上の入院が必要です）ことから、2017 年 7 月 1 日より前の診断確定であってもがん診断保険金のお支払対象となります。

3. 中等度異形成による入院給付金等をご請求済みのお客さまへの追加でのお支払い

今般の最新の診断基準等に基づいた保障範囲の拡大は 2017 年 7 月 1 日に遡って適用するため、既に中等度異形成による入院・手術給付金等のご請求をいただいているお客さまにつきましても、追加で成人病入院給付金等をお支払いできる場合があります。追加で給付金等をお支払いできるお客さまにつきましては、当社より順次ご連絡のうえ、お支払いいたします。

以上